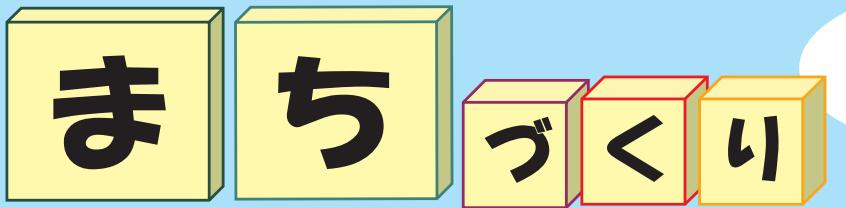


まるがめ



ガイド  
GUIDE



企画財政部企画課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目3番1号

TEL 0877-24-8839 FAX 0877-24-8874

ホームページ <http://www.city.marugame.lg.jp>

2007年3月発行



古紙配合率100%再生紙を使用しています

## はじめに

地方自治体を取り巻く環境が大きく変化し、地方分権が進むなかで、特色ある自治体運営をおこなうことが求められています。また、市政に対する市民のみなさんの参加意識も高まっています。

こうした時代の変化にあわせて、丸亀市では、自治の進展による個性豊かで自立した地域社会を実現するために、平成18年3月に「丸亀市自治基本条例」を制定しました。そして、平成18年9月に「丸亀市総合計画」を策定し、将来丸亀市の進むべき方向とそれを実現するための基本的な方策を明らかにしています。

この「まちづくりガイド」は、自治基本条例と総合計画の内容をできるだけわかりやすく紹介し、市民のみなさんによる新しいまちづくりの第一歩となることを願いまとめたものです。

## もくじ

### ■ 自治基本条例

「自治基本条例」ってどんなもの? .....	2
市民、議会、市の役割と責任 .....	4
自治を確立するために .....	5
市政運営の原則 .....	7

### ■ 総合計画

「総合計画」ってどんなもの? .....	8
将来像、まちづくりの基本理念 .....	9
総合計画の政策体系 .....	10
政策の柱Ⅰ（自然・文化） .....	12
政策の柱Ⅱ（生活・にぎわい） .....	14
政策の柱Ⅲ（安心・健康） .....	17
政策の柱Ⅳ（生きがい） .....	21
政策の柱Ⅴ（自治・自立） .....	26
■ 自治基本条例と総合計画の関係 .....	29



### 自治ってなに？

「自分たちのことを自分たちでおこなう（治める）」ことを「自治」といいます。それは、みなさんが家庭で、家族の希望や課題について家族で話しあい、決めて実行していることと同じです。家庭や学校、職場などで普段おこなわれている「自治」を、私たちのまち全体に広げて考えてみませんか。

## みんなで丸亀の自治を進めましょう！

「地域のことは地域で決定し、決定したことには責任を負う」ことを基本とした、特色ある自治体運営をおこなうことが求められています。丸亀市が一つの自治体として、みんなで力をあわせてまちづくりを進めていくために、自治の基本理念を明らかにし、市政に関する基本的なルールをさだめたものが必要となっていました。

それが「丸亀市自治基本条例」です。

## 「自治基本条例」ってどんなもの？

(自治基本条例 前文)

丸亀市は、讃岐平野の中央に位置し、飯野山、土器川とそのまわりに広がる田園は、讃岐の山並みへと続き、おだやかな瀬戸内海には島々が点在しております。温暖な気候風土は、産業を振興させ、人々の暮らしを豊かにし、まちを発展させるとともに、丸亀城をはじめとする歴史遺産や伝統、文化をはぐくんできました。

私たち丸亀市民は、ふるさとに深い愛着をいだいており、先人たちがまもり続けてきた、豊かな自然やはぐくまれた産業、つかわれてきた歴史や伝統、文化を受けつぎ、次世代に引きついでいかなければなりません。

私たちは、これから的地方分権時代における多様で個性豊かな地域社会を形成していくために、主権者である市民一人ひとりが主体となって、役割を分担し、自らの責任をはたし、協力しなければなりません。私たちは、おたがいに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任にもとづいて主体的に行動することを自治の基本理念としてきだめ、安全で安心してくらせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

ここに私たちは、地方自治の本旨にもとづき、丸亀市における自治の基本理念を共有し、自治のさらなる進展のために自治基本条例を制定します。



丸亀市のまちづくりの基本的な考え方を定めた条例です

自治基本条例は、市民の権利と責務を明らかにするとともに、議会や行政の責務、市政運営の基本的事項を定めることで、自治の進展をはかり、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上をめざすことを目的としています。

### 自治の基本理念

- ※お互いに個人として尊重されること
- ※自らの意思と責任にもとづいて主体的に行動すること

### 自治基本条例の基本原則

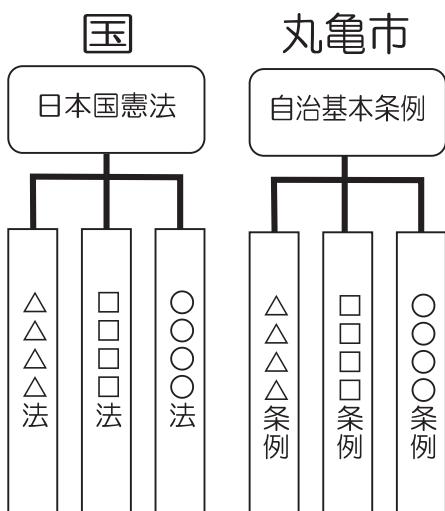
- ① 人権の尊重
- ② 情報の共有
- ③ 市政に※1 参画する機会の保障
- ④ ※2 協働のまちづくり
- ⑤ 自治的な自治活動の尊重

丸亀市の憲法にあたる条例です

自治基本条例では、自治体運営を支える最も基本的な理念や原則を定め、市政はこの条例にもとづいて運営されることとなります。

また、他の条例や規則などはこの条例の考え方を最大限に尊重することを定めており、自治基本条例を頂点として条例や規則が体系化されることになります。

国でいうならば、最高法規である憲法と同じような位置づけにあたるといえます。



※1 参画：市の政策の立案や実施、評価に至る過程に、責任を持って主体的にかかわること。

※2 協働(きょうどう)：市民と市が、それぞれの責任と役割分担にもとづき、おたがいの特性を尊重しながら、対等な立場で協力しあうこと。

## 市民の権利が保障されています

- ◆個人として尊重される権利
- ◆安全で安心な生活をいとなむ権利
- ◆市政に参画する権利
- ◆ひとしく市のサービスを受ける権利
- ◆市の情報を知る権利

## 市民、議会、市には役割と責任があります

市民

### 【市民の責任】

- ・自治の主体であることを自覚し、おたがいに尊重しあい、協働による自治の推進につとめる。
- ・行動や発言に責任を持って市政に参画する。
- ・行政サービスにともなう負担は、みんなで分かちあう。

議会

### 【議会の役割】

- ・条例の制定・改廃や予算などを議決する。
- ・市民の意思がいかされ、市政運営が正しくおこなわれているかを監視する。

### 【議会の責任】

- ・会議の公開など開かれた議会運営につとめる。
- ・議会の権限や責任など基本的な事項をさだめ、議会の役割を明確にするよ
- うにつとめる。

### 【議員の責任】

- ・議会活動の情報や市政の状況などを市民に説明するようつとめる。
- ・市政に関する調査権や議案の提出権などを積極的に活用するようつとめる。

市（市長や他の執行機関、職員）

### 【市長の責任】

- ・市の代表者として市政の基本方針を毎年明らかにし、公正で誠実な職務をおこなう。
- ・市民の意向を正しく判断し、市政の課題に対処したまちづくりを進める。
- ・職員の能力を評価して適正に配置し、人材の育成をはかる。

### 【他の執行機関の責任】（教育委員会、選挙管理委員会など）

- ・市長と同様の責務をもって、市長や他の執行機関と協力して市政運営にあたる。

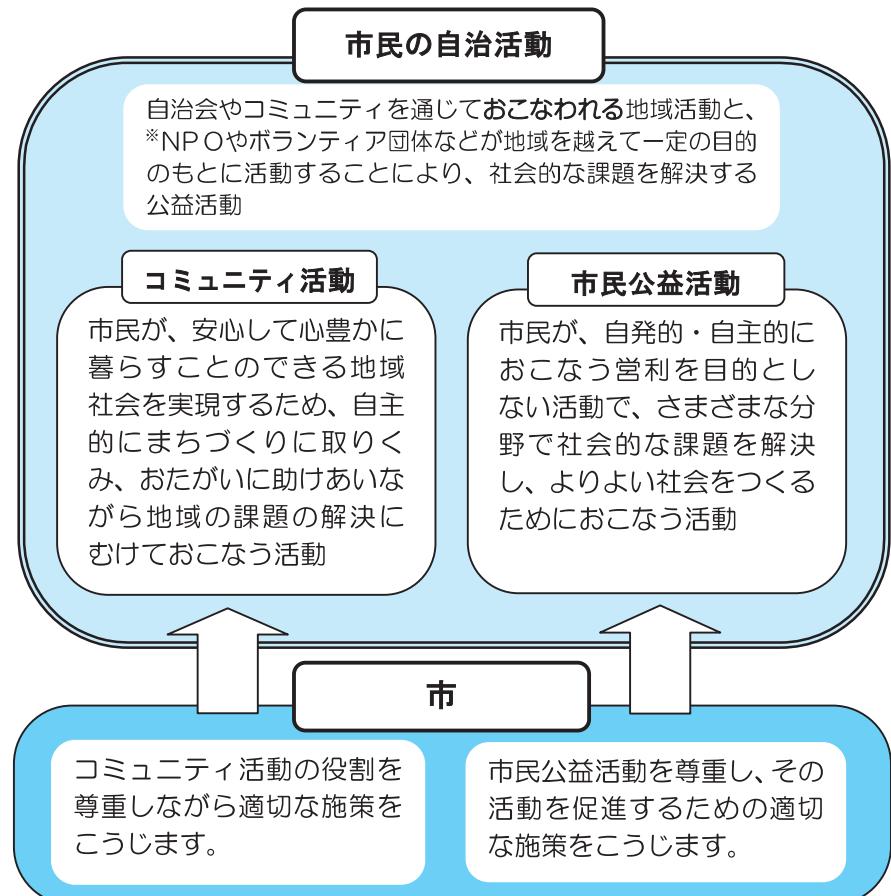
### 【職員の責任】

- ・市民の立場にたって、公正・誠実で効率的な職務をおこなう。
- ・職務にあたっては、法律や条例、規則などをまもる。
- ・必要な知識や能力を身につけ、自己啓発と創意工夫につとめる。

## 自治を確立するため、こんなことに取りくみます

### 1 コミュニティ活動と市民公益活動を支援します

丸亀市では、おおむね小学校区を単位としてコミュニティが組織化されており、特徴ある地域づくりや問題解決にむけた取り組みがおこなわれています。また、社会的な課題の解決やさまざまなニーズに対応したサービスの提供などをおこなう市民活動は、コミュニティ活動とともに、今後まちづくりのない手となっていくことが期待されます。



\* NPO：非営利組織。ボランティア活動など営利を目的としない各種の公益活動や市民活動をおこなう組織・団体。

## 丸亀市自治基本条例

## 2 協働によるまちづくりを進めます

市民と市は、対等な立場で、おたがいに理解を深め、信頼関係のもとに協働してまちづくりを進めます。そして、市は、市民のみなさんの自発的な活動を支援します。



## 3 市民との情報の共有につとめます

## ●情報公開

市は、公正で透明性の高い開かれた市政運営をおこなうために、市政に関する情報を積極的に公開し、市民との情報の共有につとめます。

## ●個人情報の保護

市は、市民の基本的人権をまもるため、個人情報の保護を厳正におこなうとともに、自己の個人情報の開示や訂正などを請求する市民の権利に対して適切に対応します。

## 4 市民参画を進めます

## ●市民参画の機会の保障

市は、市民のまちづくりへの参画を進めるために、さまざまな制度や施策によって、広く市政への参画の機会を保障します。

## ●市民意見の聴取

市は、市民が政策の形成と実施過程に参画することを保障するため、市民生活に重要な影響をおよぼす計画の策定や条例の制定などについては、市民の意見を求めます。

## ●※審議会などへの公募委員の参加

市は、審議会などの委員を選任する場合には、原則として市民からの公募による委員の参加を求めます。

## ●審議会などの会議や議事録の公開

審議会などの会議や議事録については原則として公開します。



※ 審議会：市長や教育委員会の諮問(しもん)に応じて、市政に関し専門的で中立的な観点から審議や調査をおこなう機関。

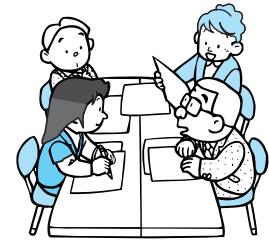
## 丸亀市自治基本条例

## ●住民投票

市政に関する重要事項について、市民の意見を直接聞く必要があるときは、市長は、住民投票を実施することができます。住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別にさだめます。

## 5 自治推進委員会を設置します

市民参画や協働を円滑に進め、市民による自治の進展をはかることを目的として、自治に関する重要事項などについて審議する「丸亀市自治推進委員会」を設置します。



## 市政の運営において、次のことを原則とします

- ※<sup>1</sup> 行政処分に関する手続きをさだめて、市民の利益や権利を保護します。
- 説明責任を果たします。
- 総合計画を策定します。
- 市の組織をわかりやすく効率的にします。
- 健全な財政運営につとめます。
- ※<sup>2</sup> 出資法人に健全運営のための指導や助言をおこないます。
- ※<sup>3</sup> 行政評価をおこないます。
- ※<sup>4</sup> 外部監査人による監査を実施します。
- 国や県と適切な役割分担により、自立した地方自治の確立につとめます。
- 他の地方公共団体などと連携・協力し、広域的な課題の解決につとめます。

※1 行政処分：行政機関が公権力の行使として、対外的に、具体的な規律を加える法律的な行為。

※2 出資法人：市が資本金などの二分の一以上を出資している法人。

※3 行政評価：行政サービスを効果的・効率的に提供するため、政策や事業などの行政活動について、その必要性や効率性、成果などの観点からおこなう評価。

※4 外部監査人：地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営について豊富な知識をもっている者（弁護士や公認会計士など）であって、地方公共団体と契約して監査をおこなう者。

## 私たちのまちをつくりましょう！

平成19年度から「丸亀市総合計画」がスタートしました。

総合計画は、丸亀市の将来像やまちづくりの基本理念、さらにそれを実現するための施策などをかかげ、新しい時代に対応したまちづくりを進めていくための指針となるものです。

これから説明する総合計画をもとにして、市民のみなさんと行政が一体となって、新しい丸亀市をつくりましょう。



## 「総合計画」ってどんなもの？

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成しています。

### 基本構想

10年後の丸亀市の将来像やまちづくりの基本理念、これらを達成するための方針などをしめしています。

○計画期間 10年（平成19年度から平成28年度）

### 基本計画

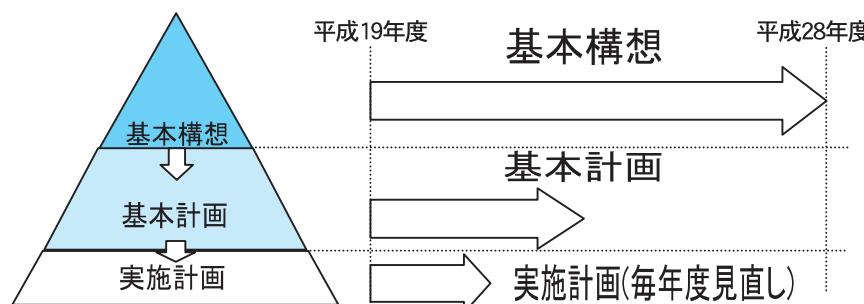
基本構想を実現するための具体的な取り組みや、その達成度をはかるための指標などをさだめています。

○計画期間 5年（平成19年度から平成23年度）

### 実施計画

基本計画でさだめた施策を実現するために、実施する事業とその内容をしめしたもので、毎年度の市の予算編成の指針となります。

○計画期間 3年（毎年度見直し）



## 丸亀市はどんなまちづくりをめざしていくの？

丸亀市の多様な地域特性と恵まれた気候、そこから生まれた文化など豊かな風土をみんなの財産としてまもりそだてながら、心豊かで快適な生活ができるまちづくりをめざします。

めざす将来像を「自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市」とし、すべてのものが、協力してまちを創（つく）り上げる「協創（きょうそう）」をキーワードに、まちづくりの基本理念を～協創でつながるまち 丸亀～とします。また、将来像の実現にむけて4つの行政運営の方針をさだめています。

まちづくりの基本理念：～協創でつながるまち 丸亀～

将来像：自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市

行政運営の方針：一体的発展と融和（ゆうわ） 市民参画と協働  
安全・安心の確保 行財政改革の推進

### 「協創」ってなに？

#### ○ 人と人の協創

地域に住む一人ひとりが、自らの知恵や能力、技術を提供しあい、おたがいに協力し、助けあいながら、いきいきとした元気のあるまちをめざします。

#### ○ 自然や歴史、まちの協創

自然・歴史・文化・まちのにぎわいなど、各地域の財（たから）をいかし、それらをつなぎ、交流をはかることで、個性と魅力にあふれたまちをめざします。

○ \*市民と行政の協創  
市民、地域コミュニティ、NPOなどと行政が、おたがいの役割と責任を自覚し、力をあわせてくらしやすく快適なまちをめざします。

人と人  
「助けあい」

協創  
自然や歴史、  
まち「交流」

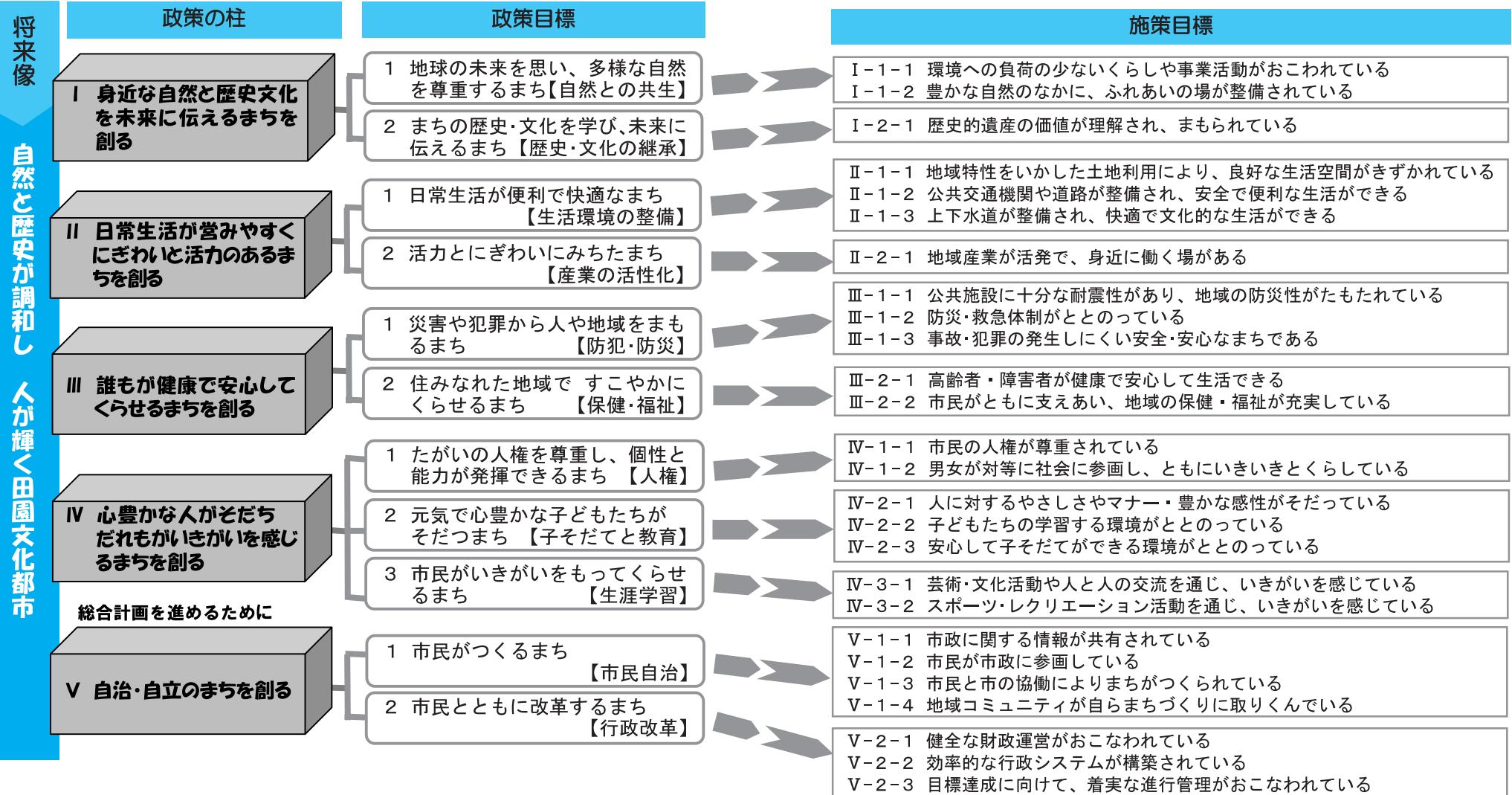
市民と行政  
「役割分担」

\* 市民：ここでいう「市民」には市内に通勤・通学する方、市内の事業者やその他の団体を含みます。

## 具体的にどんなまちをつくるの？

総合計画では、市の将来像の実現にむけて5つの「政策の柱」をかかげています。それぞれの柱には、目標とするまちの姿をあらわす「政策目標」と、さらにその目標が達成されたときにまちがどんな姿になるかをしめす「施策目標」を設定しています。そして、その目標を達成するために、さまざまな取り組みをおこないます。

[総合計画政策体系図]



## どんなことをするの？ 私たち市民は何をするの？

目標達成にむけた具体的な取り組みは基本計画にしめされています。基本計画には施策や事業、さらにその達成度をはかるための「指標」をかけ、基準値（18年3月末現在の数値）と目標値を設定しています。また、「協創」という考え方をもとにして、「市民の役割」と「行政の役割」をしめしています。



## 政策目標 I-1 地球の未来を思い、多様な自然を尊重するまち

## 自然との共生

## 施策目標 I-1-1

環境への負荷の少ない暮らしや事業活動がおこなわれている

## 主な取組内容

- 地球温暖化の防止に取りくみます。  
省エネルギーの推進
- ごみの減量と再資源化を進め、循環型社会をめざします。  
ごみの減量とリサイクルの推進 資源ごみリサイクル施設の充実

達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
住宅太陽光発電システム設置件数（件）	259	650	900
*資源ごみの収集率（%）	20.4	21	22

※ 資源ごみの収集率：資源ごみの収集量／ごみの総収集量

## 施策目標 I-1-2

豊かな自然のなかに、ふれあいの場が整備されている

## 主な取組内容

- 豊かな自然を保存し活用します。  
土器川の保全と活用 里山の整備 緑化の推進

達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
*「自然環境が保全されている」と感じる市民の割合（%）	46	50	55

※ 平成17年9月におこなった「市民アンケート調査」によるものです。

## &lt;市民の役割&gt;

- ・省エネルギーと環境に配りよしめた生活を心がけましょう。
- ・事業者は省エネルギーや廃棄物排出の抑制などにつとめましょう。
- ・ごみを正しく分別し、減量化とリサイクルにつとめましょう。
- ・自然を大切にし、環境保護活動などに進んで参加しましょう。

協創

## &lt;行政の役割&gt;

- ・率先して省エネルギーにつとめます。
- ・ごみの効率的な収集、運搬と適正な処理をおこないます。
- ・市民の環境保護活動などを支援します。
- ・自然環境をまもりそだて、ふれあいの場を整備します。

## ◆市役所では主に私たちが担当します

環境課（環境保全、環境美化）Tel24-8836

クリーン課（ごみの減量化、リサイクル）Tel58-7453

河川公園課（河川の保全、緑化）Tel24-8843

## 政策目標 I-2 まちの歴史・文化を学び、未来に伝えるまち

## 歴史・文化の継承

## 施策目標 I-2-1

歴史的遺産の価値が理解され、まもられている

## 主な取組内容

- 伝統的な建造物などを保存し、歴史的な景観をまもります。  
伝統的まち並みの保存（笠島伝統的建造物群保存地区など）
- 文化財を保護し、学習や観光の資源としていかします。  
文化財の調査 資料館の環境整備  
文化財の保存整備・活用（丸亀城跡、快天山古墳など）

達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
笠島まち並保存センターへの年間来訪者数（人）	1,443	1,500	1,600
*「歴史・文化が豊かで個性がある」と感じる市民の割合（%）	20	25	30

※ 平成17年9月におこなった「市民アンケート調査」によるものです。

## &lt;市民の役割&gt;

- ・資料館など文化財が保存された場所に足をはこび、まちの歴史や文化にふれましょう。
- ・重要な史跡や歴史的な景観を大切にしましょう。

協創

## &lt;行政の役割&gt;

- ・文化財の調査や保存、資料館の充実などをはかり、市民が学習・体験できる機会を広げます。
- ・重要な史跡や歴史的景観をまもり、次世代に引きつぎます。



## ◆市役所では主に私たちが担当します

文化課（文化財の保護、史跡の整備）Tel24-8822

【関連施設】

資料館Tel22-5366 笠島まち並保存センターTel27-3828

## 政策目標 II-1 日常生活が便利で快適なまち

## 生活環境の整備

## 施策目標 II-1-1

地域特性をいかした土地利用により、良好な生活空間がきずかれてている

主な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●適正な土地利用と市街地の整備を進めます。 良好な景観の形成 中心市街地の活性化</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●良質な宅地の整備を進めます。 地区画整理</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●だれもが安心して利用できる公園をつくります。 市民ひろばの整備</li> </ul>			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
※「適正な土地利用、市街地整備ができる」と感じる市民の割合 (%)	37	45	50
区画整理整備済面積 (ha)	2.1	6.1	6.1
※「公園・緑地が整備され、よく維持管理されている」と感じる市民の割合 (%)	51	55	60

※ 平成17年9月におこなった「市民アンケート調査」によるものです。

## 施策目標 II-1-2

公共交通機関や道路が整備され、安全で便利な生活ができる

主な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共交通機関をととのえます。 コミュニティバスの運行 離島航路の確保</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路交通網の整備や歩道の設置、道路のバリアフリー化などをおこないます。 国道の整備 (32号、438号) 県道の整備 (長尾丸亀線、岡田丸亀線など) 市道の整備 (中津土器線 (さぬき浜街道) など)</li> </ul>			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
コミュニティバスの年間乗車人数(人)	203,308	215,500	226,300
幅員2m以上の歩道を設置している市道の延長 (km)	47.2	49.6	53.5
バリアフリー化された市道の延長 (km)	2.3	6.6	11.4

## 施策目標 II-1-3

上下水道が整備され、快適で文化的な生活ができる

主な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●上水道を整備します。 老朽管の更新 水道施設の整備</li> </ul>			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
更新できない老朽管の延長 (m)	12,810	8,550	6,060
下水道普及率 (%) 農業集落排水施設	43.5 2.2	48.8 2.9	53.0 3.1
水洗化率 (%) 農業集落排水施設	88.5 75.6	91.0 82.0	93.0 86.8
合併処理浄化槽設置補助基数(基)	3,210	5,700	7,800

## &lt;市民の役割&gt;

- ・事業者は適正な土地利用と景観に配慮した事業活動につとめましょう。
- ・事業者は良質な宅地と安全で快適な住宅の供給につとめましょう。
- ・公共交通機関を進んで利用しましょう。
- ・下水道への接続につとめ、正しい利用を心掛けましょう。
- ・水は限りある資源です。節水につとめましょう。

## &lt;行政の役割&gt;

- ・地域の特性にあわせた都市の形成につとめます。
- ・良質な宅地の整備を進め、文化的で安全な住宅の整備につとめます。
- ・利用しやすい公共交通機関を整備し、利用者の増加をはかります。
- ・道路や公園、下水道などを計画的に整備します。
- ・水道施設を整備し、安全で安定した水の供給につとめます。

協創

## ◆市役所では主に私たちが担当します

- 都市計画課 (土地利用、開発、景観) Tel24-8812 住宅課 (市営住宅) Tel24-8814  
 河川公園課 (公園・緑地) Tel24-8843 建設課 (市道の整備・管理) Tel24-8813  
 生活課 (コミュニティバス、離島航路) Tel24-8809  
 経営課 (上下水道の運営・管理) Tel24-8846  
 営業課 (上下水道料金の収納等) Tel24-8818 (水道管の維持管理) Tel24-8847  
 (下水道管の維持管理、水洗化の普及促進、合併浄化槽の設置補助) Tel24-8850  
 工務課 (上水道の整備) Tel24-8819 (下水道の整備) Tel24-8815  
 施設管理課 (浄水場の維持管理) Tel28-7810 (浄化センターの維持管理) Tel23-9043

## 政策目標II-2 活力とにぎわいにみちたまち

## 産業の活性化

## 施策目標 II-2-1

地域産業が活発で、身近に働く場がある

主な取組内容			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
* <sup>1</sup> 認定農業者数（人）	62	85	90
* <sup>2</sup> 水田の利用集積率（%）	5	15	20
商店街の年間通行者数（人）	221万	228万	234万
市を訪れた年間観光客数（人）	204万	220万	240万

※1 認定農業者：農業経営改善計画を作成し、市が認定した農業者。

※2 水田の利用集積率：認定農業者が利用する水田面積／市の水田面積

## &lt;市民の役割&gt;

- ・生産者は安全で安心な産物を生産するとともに、消費者との積極的な交流につとめましょう。
- ・にぎわいのある商店街づくりを進めましょう。
- ・地域の特色をいかして、まちをPRしましょう。

協創

## &lt;行政の役割&gt;

- ・地域産業のない手を育成し、生産者を支援します。
- ・地域の特性をいかした観光施策を進め、まちの活性化をはかります。
- ・地元企業などと連携して、地域経済の振興や働く場の確保につとめます。

## ◆市役所では主に私たちが担当します

農林水産課（農林水産業の振興）Tel24-8845

土地改良課（土地改良施設の整備、土地改良事業の調整）Tel24-8837

商工観光課（商工業・観光の振興、企業融資・支援）Tel24-8816

## 政策目標III-1 災害や犯罪から人や地域をまもるまち

## 防犯・防災

## 施策目標III-1-1

公共施設に十分な耐震性があり、地域の防災性がたもたれている

主な取組内容			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
学校施設の耐震診断率（%）	62.3	100	100
学校施設の耐震化率（%）	25.5	88.3	100
高潮防護施設の整備済延長（km）	0.5	1.7	4.6
急傾斜地崩壊危険区域の改修率（%）	7	11	16

## 施策目標III-1-2

防災・救急体制がととのっている

主な取組内容			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
消防庁舎の新築	消防防災設備・施設の整備		
避難所の整備	救援物資の備蓄推進		
・救急・救命体制を強化します。 救急隊員の強化（救急救命士の確保） 応急手当の普及、啓発（*AED講習など）			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
耐震性防火水そうの設置基数（基）	33	45	47
改修済の消防団とん所の数（箇所）	11	17	19
応急手当講習を受けた市民の数（人）	1,200	1,700	2,500

\* AED：心停止の際、心臓に電気ショックを与え、もとの状態にもどす機械。

**施策目標Ⅲ-1-3**  
事故・犯罪の発生しにくい安全・安心なまちである

主な取組内容			
●防犯対策を進めます。			
地域の防犯活動の推進			
●国・県消費者センターなどと連携し、消費者保護対策を進めます。 *消費者モニターの推進			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
防犯活動を月1回以上おこなっている地域・団体の数（団体）	11	17	17
市内の年間交通事故発生件数（件）	1,665	1,570	1,490

※ 消費者モニター：市に消費生活に関するモニターを置き、アンケート調査の回答や情報を提供する際の協力などを求め、消費者の意見や要望を広く取り入れるための制度。

**<市民の役割>**

- ・日頃から地域の安全な場所を確認しておきましょう。
- ・もしもの時に備え、物資などをたくわえておきましょう。
- ・訓練や講習に進んで参加し、必要な知識や技術を身につけておきましょう。
- ・地域に住む人々が安全にくらせるように、地域ぐるみで取りくみましょう。

協創

**<行政の役割>**

- ・公共施設の改修や避難所の整備などをおこない、災害時にそなえます。
- ・防災・救急体制の強化をはかるとともに、訓練や講習を通じて、まちの防災意識を高めます。
- ・事故や犯罪に関する情報を提供し、地域の活動を支援します。

**◆市役所では主に私たちが担当します**

総務課（学校施設）Tel24-8820 建設課（港湾施設）Tel24-8813  
 河川公園課（河川・急傾斜地）Tel24-8843 庶務課（防災対策室）Tel24-8841  
 消防本部（消防・防災・救急）Tel25-4003  
 生活課（防犯、消費者保護、交通安全）Tel24-8809

**政策目標Ⅲ-2 住みなれた地域でこやかにくらせるまち**

**保健・福祉**

**施策目標Ⅲ-2-1**  
高齢者・障害者が健康で安心して生活できる

主な取組内容			
●高齢者が住みなれた地域で豊かにくらせるように、高齢者福祉を充実します。			
地域支援事業の推進　高齢者福祉サービスの充実			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
高齢者の介護予防により、要介護者が減少した数（人）	—	314	341
障害者が、施設入所・入院から地域生活へ移行できた数（人）	—	18	30

**施策目標Ⅲ-2-2**

**市民がともに支えあい、地域の保健・福祉が充実している**

主な取組内容			
●すべての人がおたがいに思いやり、見まもる地域福祉を進めます。 *福祉保健推進委員制度の充実（見まもり活動）			
●各種健康診査の充実と市民の自主的健康づくりを進めます。 健康診査（母子、成人）　保健相談、健康教育			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
福祉保健推進委員の数（人）	1,500	1,600	1,700
基本健康診査受診率（%）	37.2	45	50
各種がん検診受診率（%）	19.2	30	40

※ 福祉保健推進委員制度：一人あたり20世帯から50世帯を基本に、地域の見まもり、声かけにより、要望や相談を聞いたり、援助の必要な人の早期発見につとめたりする制度。

**<市民の役割>**

- いろいろな福祉サービスを利用し、健全でいきがいのある生活をおくりましょう。
- 介護予防事業を活用し、自己の介護予防につとめましょう。
- あらゆる人がともに生活し、安心して豊かにくらせるように地域で助けあいましょう。
- 自分の健康は自分でまもることを第一に、健康診査や健康教育などを進んで受け、正しい知識を持って健康づくりにつとめましょう。

協創

**<行政の役割>**

- 高齢者の暮らしを支援するとともに、家族の介護負担をできる限り軽減できる体制をととのえます。
- ※地域包括支援センターを中心として、介護予防など地域支援事業を進めます。
- 障害者が家庭や地域で安心して生活できるように、地域における受けざらづくりを進めます。
- 福祉サービスに関する情報の提供など、地域の福祉活動を支援します。
- 各種保健事業を充実し、市民の健康増進をはかります。

※ 地域包括支援センター：高齢者の福祉の向上と介護予防の拠点として、介護予防支援や総合相談支援などをおこなうために市が設置した機関。

**◆市役所では主に私たちが担当します**

介護支援課（介護支援・予防） Tel24-8807（地域包括支援センター Tel98-7955）

福祉課（高齢者福祉、障害者福祉） Tel24-8831

健康課（保健衛生、健康推進） Tel24-8806

## 【関連施設】

丸亀市保健福祉センター（ひまわりセンター） Tel24-8400

綾歌保健福祉センター Tel86-6600

飯山総合保健福祉センター Tel98-1571

綾歌健康づくりふれあいセンター（湯舟道） Tel86-4793

亀寿園 Tel22-6800

**政策目標IV-1 たがいの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち**

人 権

**施策目標IV-1-1  
市民の人権が尊重されている**

## 主な取組内容

- 市民一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざします。  
**人権教育・啓発の推進**

達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
※過去1年間に講演会、研修会などに参加したことのある市民の割合 (%)	22.8	35	50
※基本的人権が憲法で保障されていると知っている市民の割合 (%)	88.8	95	100

※ 平成17年2月におこなった「人権・同和問題意識調査」によるものです。

**施策目標IV-1-2**

男女が対等に社会に参画し、ともにいきいきとくらしている

## 主な取組内容

- あらゆる分野において、男女が対等に参画できる社会をめざします。  
**男女共同参画プランの事業推進**

達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
市が設置する審議会などにおける女性委員の割合 (%)	20.6	40	男女とも40以上
市が設置する審議会のなかで女性がない審議会の割合 (%)	32.5	0	0

**<市民の役割>**

- 基本的人権を尊重し、人権意識を高めましょう。
- あらゆる分野において、男女共同参画の推進につとめましょう。
- 事業者は、男女が対等に参画できる機会を確保し、職場と家庭や地域の活動を両立できる環境をととのえるようつとめましょう。

協創

**<行政の役割>**

- 国や県との連携をはかり、人権に関する教育・啓発を推進するとともに、市民の活動を支援します。
- 男女共同参画に関する施策を総合的に実施し、正しい理解と意識の啓発につとめます。

**◆市役所では主に私たちが担当します**

人権課（人権・同和対策、人権教育・啓発） Tel24-8811

企画課（男女共同参画室） Tel24-8839

## 政策目標IV-2 元気で心豊かな子どもたちがそだつまち

## 子そだてと教育

## 施策目標IV-2-1

人に対するやさしさやマナー・豊かな感性がそだっている

主な取組内容			
●子どもたちの感性をそだてます。			
子ども読書活動の推進 芸術鑑賞教室の実施 世代間交流や指導者養成の推進			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
市立図書館の児童図書数（冊）	123,000	140,000	160,000
*ブックスタート事業にボランティアとして関わる人の数（人）	5	8	10
年に3回以上世代間交流をはかる行事が行われる校区子ども会数（団体）	3	7	12
子ども会活動などの指導者養成を目的とした研修の年間開催回数（回）	1	3	3

※ ブックスタート事業：3ヶ月から5ヶ月の乳幼児とその保護者に絵本と手引書を手渡し、読み聞かせや、本の大切さについての説明などをおこなう。

## 施策目標IV-2-2

子どもたちの学習する環境がととのっている

主な取組内容			
●子どもたちの学習環境をととのえ、学校教育を充実します。			
学校施設の増改築 学校給食センターの統合・新築			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
老朽化や教室不足のための増改築が完了した学校の割合（%）	74.3	88.6	100
*学力調査正答率（%）	75	80	80
児童・生徒の朝食欠食率（%）	小学15 中学20	小学5 中学10	小学0 中学5
全体の給食材料に対し、丸亀産（県内産）材料が占める割合（%）	丸亀10 県内49	丸亀25 県内60	丸亀40 県内70

※ 学力調査正答率：市の小中学校学力調査において、教科別・学年別に一定の正答率を上回った割合。

## 施策目標IV-2-3

安心して子そだてができる環境がととのっている

主な取組内容			
●安心して子そだてができる環境づくりを進めます。 *子育てハッピープランの事業推進			
達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
地域子育て支援センター設置箇所数（箇所）	6	7	8
放課後留守家庭児童会に入会できない児童の数（人）	0	0	0
休日保育実施箇所数（箇所）	1	2	3

※「子育てハッピープラン」には次のような施策があります。

- ①地域における子そだての支援
- ②母性や乳児、幼児などの健康の確保と増進
- ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④子そだてを支援する生活環境の整備
- ⑤職業生活と家庭生活との両立の推進
- ⑥子ども等の安全の確保
- ⑦要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

## &lt;市民の役割&gt;

- ・人を思いやる心や感動する心を育てましょう。
- ・多くの人と交流できるような地域の活動に進んで参加しましょう。
- ・朝食はきちんととて、給食はできるだけ残さず食べましょう。
- ・学校、家庭、地域が一体となって子そだてに取りくみましょう。
- ・事業者は、育児をおこなう人が働きやすい環境づくりにつとめましょう。

## &lt;行政の役割&gt;

- ・子どもたちの感性をはぐくむ環境づくりを進めます。
- ・子どもたちが参加できる地域での活動を支援し、指導者の育成につとめます。
- ・給食の地産地消と食育を進めます。
- ・教育施設を整備し、学校・家庭・地域との連携により学校教育の充実につとめます。
- ・子そだて支援の制度をさらに充実し、安心して子そだてができる環境をととのえます。

協創

## ◆市役所では主に私たちが担当します

生涯学習課（子ども会、放課後児童）Tel24-1392

図書館（図書、読書活動）Tel22-3746

総務課（学校施設）Tel24-8820 学校教育課（学校教育）Tel24-8821

学校給食センター（学校給食）Tel23-2771

児童課（児童・母子福祉、保育）Tel24-8808

## 政策目標IV-3 市民がいきがいをもってくらせるまち

## 生涯学習

## 施策目標IV-3-1

芸術・文化活動や人と人の交流を通じ、いきがいを感じている

## 主な取組内容

## ●芸術・文化活動を推進します。

市民文化活動の推進 文化振興基本計画の事業推進

生涯学習推進計画の事業推進

## ●国際交流協会などと連携し、国際交流を進めます。

都市交流の推進 外国人受入環境の整備

達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
市立図書館の年間利用者数（人）	120,000	130,000	140,000
市立図書館の登録者数（人）	15,000	30,000	50,000
※1「芸術・文化が振興されている」と感じる市民の割合（%）	45	48	50
※2 生涯学習人材バンクの登録者数(人)	300	350	400
学生の海外交流都市への派遣者数（累計）（人）	278	370	450

※1 平成17年9月におこなった「市民アンケート調査」によるものです。

※2 生涯学習人材バンク：文化・スポーツについて専門的な知識や経験を持っている人を、生涯学習指導者として市で登録し、市民からの要請に応じて指導者として活動してもらう制度。

## 施策目標IV-3-2

スポーツ・レクリエーション活動を通じ、いきがいを感じている

## 主な取組内容

## ●スポーツ施設を充実し、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

総合運動公園の整備

スポーツ活動の推進（香川丸亀ハーフマラソン大会など）

達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
スポーツ施設の年間利用件数（件）	40,000	42,000	44,000
スポーツ施設の年間利用者数（人）	607,000	667,000	685,000

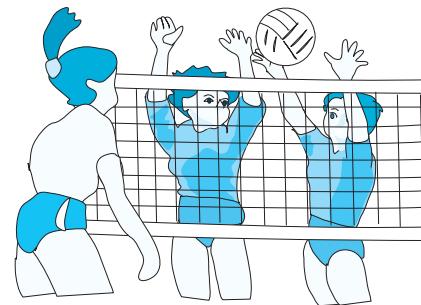
## &lt;市民の役割&gt;

- ・美術館や図書館を利用したり、講演会や学習会に参加するなど、芸術・文化にふれる機会をできるだけ多く持ちましょう。
- ・海外の人たちと交流し、異なる文化や生活習慣などを学びましょう。
- ・市民文化活動やスポーツ・レクリエーション活動などを通じて、豊かで健康な生活をおくりましょう。

## &lt;行政の役割&gt;

- ・市民がすぐれた芸術や文化にふれることができる環境をととのえます。
- ・国際交流活動を進めるとともに、市内に住む外国人が生活しやすい環境づくりにつとめます。
- ・スポーツ施設をより多くの人が利用できるように、施設や設備の充実をはかります。
- ・市民文化活動やスポーツ・レクリエーション活動などを支援します。

協創



## ◆市役所では主に私たちが担当します

文化課（芸術文化の振興、文化施設の管理）TEL24-8822

生涯学習課（生涯学習、スポーツ振興）TEL24-1392

秘書広報課（国際交流）TEL24-8800

## 【関連施設】

市民会館TEL23-4141 綾歌総合文化会館（アイレックス）TEL86-6800

丸亀市生涯学習センターTEL23-1091 飯山総合学習センターTEL98-3319

猪熊弦一郎現代美術館TEL24-7755

中央図書館TEL22-3746 綾歌図書館TEL86-5915 飯山図書館TEL98-2666

市民体育館TEL24-6251 土器川体育センターTEL28-0766

飯山総合運動公園体育館TEL98-6800

## ◆総合計画を進めるために◆

## 政策目標V-1 市民がつくるまち

## 市民自治

## 施策目標V-1-1

市政に関する情報が共有されている

## 主な取組内容

- 市政の情報をわかりやすく伝えるとともに、ケーブルテレビなどを活用し地域の情報化を進めます。

## 広報紙・ホームページなどの充実 ケーブルテレビの加入促進

達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
ホームページの年間アクセス件数(件)	310,000	350,000	400,000

## 施策目標V-1-2

市民が市政に参画している

## 主な取組内容

- 市民の意見や提案を聞くことができる機会を多くもうけます。  
市民意見の聴取（※1パブリック・コメント、アンケート調査、  
※2ワークショップ、※3タウンミーティングなど）

達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
タウンミーティングの年間参加者数（人）	—	950	1,100

※1 パブリック・コメント：政策立案などのときに、素案を公表して市民の意見や情報をつり、提出された意見などを考慮して意思決定を行う制度。

※2 ワークショップ：参加者が自ら参画し、グループでの意見や技術の交換などをとおして、学びあったりつくりあったりする場。

※3 タウンミーティング：市長や職員が地域に出向き、市の施策や地域の課題などについて直接対話する場。

## 施策目標V-1-3

市民と市の協働によりまちがつくられている

## 主な取組内容

- 市民活動団体を支援し、活動体制の充実をはかります。  
市民活動支援センターの設置 市民活動団体ネットワークの構築
- 協働事業を進めます。  
協働事業の実施（公募型協働事業、協働促進事業）

達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
ネットワークに登録した市民活動団体の数（団体）	84（17年度末）	160	200
公募型協働事業実施数（件）	4	16	新たな展開
協働促進事業実施数（件）	—	48	新たな展開

## 施策目標V-1-4

地域コミュニティが自らまちづくりに取りくんでいる

## 主な取組内容

- コミュニティ施設の整備と、地域によるまちづくりを進めます。  
コミュニティセンターの改築・改修  
コミュニティまちづくり計画策定の推進

達成度をはかるための主な指標	基準値	23年度	28年度
コミュニティセンターの年間利用者数（人）	212,000	277,000	304,000

## &lt;市民の役割&gt;

- ・広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどを活用して、市政に関する情報を進んで取り入れましょう。
- ・ワークショップなどに参加し、積極的に意見をのべましょう。
- ・市民活動に参加し、活動を通じて地域の活性化につとめましょう。
- ・市民活動団体は、おたがいに連けいして、充実した活動がおこなえる体制をつくりましょう。
- ・コミュニティの活動や行事に進んで参加し、おたがい助けあい、地域によるまちづくりを進めましょう。

## &lt;行政の役割&gt;

- ・市政に関する情報を適切な方法でわかりやすく伝え、市政運営の透明性の向上につとめます。
- ・市民が市政に参画できる機会を多くもうけ、意見や提案を市政運営にいかします。
- ・市民活動団体に対し、情報を提供し活動を支援するとともに、中心となって活動する人材を育成します。
- ・協働を推進するための総合的な施策を実施します。
- ・コミュニティ施設を整備し、組織の育成と活動の支援をおこないます。

協創

## ◆市役所では主に私たちが担当します

秘書広報課（広報紙、ホームページ、タウンミーティング） Tel24-8800  
企画課（地域情報化） Tel24-8839  
生活課（コミュニティ、協働） Tel24-8809

## ◆総合計画を進めるために◆

## 政策目標V-2 市民とともに改革するまち

## 行政改革

## 施策目標V-2-1

健全な財政運営がおこなわれている

## 主な取組内容

- 歳入の確保につとめます。

市税の徴収率等の向上 使用料、手数料、受益者負担金の見直し  
競艇事業の経営改善

- 歳出の抑制につとめます。

補助金等の整理合理化 公共工事のコスト縮減 給与の適正化

- 新市の一体化のために合併特例債事業を活用します。

達成度をはかるための主な指標	基準値 (16年度)	21年度	28年度
*経常収支比率 (%)	95.9	93	85

※ 経常収支比率：市税や使用料・手数料などの経常的な収入に対する、人件費や公債費などの経常的に支出される経費の割合を示すもので、この割合が低いほど財政的にゆとりがあるということになります。

## 施策目標V-2-2

効率的な行政システムが構築されている

## 主な取組内容

- 組織の簡素・合理化をはかります。
- 定員管理の適正化と人材育成につとめます。
- 事務の効率化と市民サービス向上のために、庁内ネットワークの整備と行政事務の電子化をはかります。
- 近隣自治体との連携・協力体制の強化をはかります。

達成度をはかるための主な指標	基準値 (平成17年4月1日)	平成22年4月1日
市役所の職員数（人）	1,203	980

## 施策目標V-2-3

目標達成にむけて、着実な進行管理がおこなわれている

## 主な取組内容

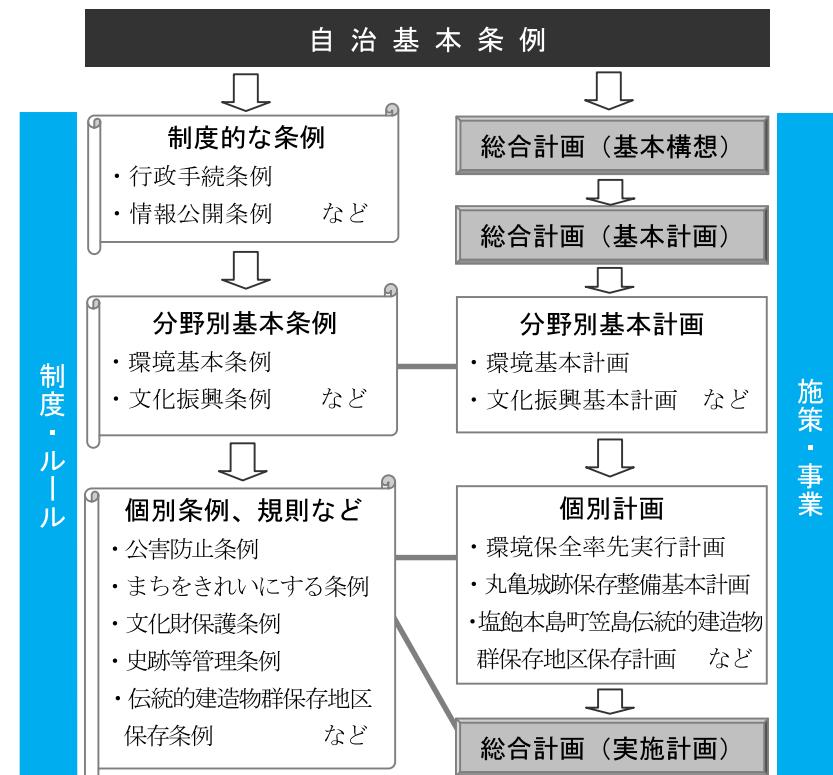
- 行政評価システムの導入により、施策・事業の評価と見直しをおこないます。
- 評価結果を公表し、まちづくりの現状と課題を市民と行政が共有します。

## ◆行政改革は全庁体制で取りくみます

企画課（行政改革推進室） Tel24-8839

## ■自治基本条例と総合計画の関係

自治基本条例は市の最高規範であり、他の条例や規則は、この条例の考え方を最大限に尊重してつくられます。また、市の最上位計画である総合計画も、この自治基本条例のなかで位置づけられており、そこにさだめられた自治の理念やしきみにそってまちづくりがおこなわれます。



「みんなで“まるがめ”的  
まちをつくろうよ！」

